

中野市監査委員告示第11号

令和6年11月7日付けで提出された地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定に基づく住民監査請求について、同条第5項の規定に基づき監査を行ったので、その結果を次のとおり公表します。

令和6年12月24日

中野市監査委員 丸谷 弘幸  
中野市監査委員 中村 秀人

## 住民監査請求の監査結果

### 第1 請求の受理

令和6年11月7日付けで次の者から提出された住民監査請求書について、地方自治法第242条第1項及び第2項に規定する要件を具備しているものと認め、令和6年11月8日にこれを受理した。

#### 請求人

(略)

### 第2 請求の内容

#### 1 請求の要旨（請求書原文のとおり）

監査の対象：保育所民営化推進事業費4億円及び、民営化保育所等用地取得事業

#### 2 求める措置（請求書原文のとおり）

監査の理由：

## ○保育所民営化推進事業費

保育所民営化において、中野市長が施設整備に係る物価高騰分を支援することを目的とし、補助金を要望した事業者に対し、新たに4億円の補助金を提案し、2024年9月26日に議会で承認されました。しかし、以下の理由により、この補助金支出は不適正であり、支出された補助金の返還を求めるものです。

- (1) 幼保連携型認定こども園2園の開設資金に関して、令和6年2月10日付で開設事業者から資金協力を行う事業者からの文書が中野市に提出されている(別添1)。まずはこの協力を行う事業者が資金の負担を行うべきであり、市の補助は不要と判断される。
- (2) 中野市公立保育所民営化に係る設置運営候補事業者募集要項(別添2)では、「保育所等の整備にあたり、就学前教育・保育施設整備交付金が活用可能となりますが、令和6年度以降の補助制度は未定となります。補助金が見込み通り得られなかった場合、本市は補填を行えないため、自己資金を含む資金計画に十分な余裕をもって応募することが求められる」と明記されている。したがって、補助金の追加支援を市が決定することは、この方針に反している。
- (3) 中野市公立保育所民営化に係る基本協定書(別添3)第7条において、「甲(中野市)は乙(開設事業者)が次の各号に該当した場合、この協定を解除できる」とされており、第3条では乙が提出した書類に記載した提案内容を乙の理由によって変更することはできないと規定している。資金計画の変更と補助金要望(別添4)はこの協定条項に違反し、協定解除および損害賠償請求の対象となる事案である。

## ○民営化保育所等用地取得事業

(仮称)平野さつきこども園および(仮称)高丘さつきこども園の用地取得に関しては、審査が十分に行われていない点について疑義を抱いております。この審査不備により、補助金の交付決定が適正なものであるか否かを監査し、適正な額への修正を求めます。以下に、両保育園の用地取得に関する具体的な疑問点を挙げます。

### (1) 用地取得費の適正性と比較

(仮称)平野さつきこども園は、8,555.20㎡の用地を1億2,000万円で取得予定であり、1㎡あたりの単価は約14,030円です。これに対し、都道府県地価調査による住宅地の価格は32,500円/㎡(別添5)ですが、実際には農地や雑種地である(別添6)

ため、住宅地と同等の評価は適切ではありません。

(仮称) 高丘さつきこども園は、6,338.30 m<sup>2</sup>の用地（これも田・畑・雑種地である）を96,034,809円で取得予定であり、1 m<sup>2</sup>あたりの単価は約15,151円です。都道府県地価調査では26,000円/m<sup>2</sup>であり、平野さつきこども園の取得価格との比較で、価格設定のばらつきが見受けられます。

価格設定の不整合：(仮称) 平野さつきこども園と(仮称) 高丘さつきこども園の取得単価は、近隣地域における土地の性質や都道府県地価調査の結果を考慮しても適正価格とは言い難い部分があります。農地や雑種であるにもかかわらず、高額で取引されていることが疑問です。

## (2) 審査過程の不透明性

土地取得費に対する補助金交付申請額5,000万円の審査が不十分であると考えられます。(別添6) 公共資金の使用においては、価格の妥当性や審査の透明性が重要であり、市長が適切に評価を行ったかを検証する必要があります。

## (3) 契約書や振込明細の提出

2024年10月2日に決定された情報公開請求(別添7)では、土地取得に係る契約書や振込明細が確認できませんでした。この点についても監査での確認が必要です。

## 3 証拠資料の提出（請求書原文のとおり）

別添1 資金協力証明書

別添2 中野市公立保育所民営化に係る設置運営候補事業者募集要項

別添3 中野市公立保育所民営化に係る基本協定書

別添4 中野市民営化保育所等施設整備費等補助金に係る物価高騰に対する補助金等の支援について（要望）

別添5 都道府県地価調査R 6

別添6 交付決定通知・事業計画書

別添7 公文書公開請求に係る決定通知書

## 第3 対象部局等

子ども部保育課

#### 第4 請求人への証拠の提出及び陳述の機会の付与、関係職員の陳述

令和6年11月22日、請求人（代理人）から陳述を聴取した。なお、追加の証拠の提出を求めたが提出はなかった。また、同日、子ども部保育課職員から陳述を聴取した。

#### 第5 監査対象事項

請求の内容及び陳述を総合的に判断して、監査対象事項を次のとおりとした。

- 1 保育所民営化推進事業に係る開設事業者に対する市の追加支援4億円の補助金支出は、不当な公金の支出に当たるか。また、支出されている場合、補助金の返還を求めるべきか。
- 2 民営化保育所等用地取得事業に伴う補助金の交付に当たり十分な審査が行われたか。また、補助金の交付決定が適正なものであるか。

#### 第6 監査の実施

監査対象事項について、関係書類等を調査するとともに陳述聴取を実施した。なお、陳述聴取により、次の事項を確認した。

##### 1 請求人（代理人）からの陳述

- (1) 開設事業者へ資金協力があることを市議会に対して明らかにされていないと思われる。
- (2) ある市議会議員から「市からは契約を破棄できない」と聞かされたが、中野市公立保育所民営化に係る基本協定書（以下「協定書」という。）第7条の協定の解除と異なる。

##### ※第7条（協定の解除）

甲（市）は、乙（開設事業者）が次の各号のいずれかに該当した場合、この協定を解除することができる。

- (1) 引継ぎ期間において、円滑な移管が困難と判断され、かつ改善の余地がないと見込まれた場合。
- (2) 乙がこの協定に違反した場合。
- (3) 正当な理由なく乙が第4条に規定する合意形成を拒んだ場合。
- (3) 市の追加支援4億円の返還を求める。
- (4) 用地取得事業補助金の交付に当たり、用地取得費の金額の精査は行われたのか。
- (5) 土地売買契約書及び開設事業者が相手方に支払った振込明細を確認して欲しい。

## 2 関係職員からの陳述

- (1) 平野さつきこども園及び高丘さつきこども園の2園を同時に開園させる予定で進めており、事業の先送りや中止を避けるためにも追加支援は必要と判断した。
- (2) 資金協力証明書が存在した事実は、住民監査請求時に子ども部保育課として初めて把握した。なお、当該書類は、経済部農業振興課において、保育所用地を農業振興地域から除外するための判断材料として市が受領したもので、原本は県へ提出されている。

## 第7 監査の結果

- 1 保育所民営化推進事業に係る開設事業者に対する市の追加支援4億円の補助金支出は、不当な公金の支出に当たるか。また、支出されている場合、補助金の返還を求めるべきか。

(1) 資金協力があることについては、関係職員への陳述のとおり、子ども部保育課としては、資金協力証明書の存在は、本件請求が行われた後に初めて認知している。また、資金協力事業者が資金協力証明書において資金の協力を行うとしているが、資金協力限度額が記載されているのみであり、具体的な資金協力の事実は確認できず、開設事業者が資金協力事業者に対し請求をしたかどうか不明である。なお、市は資金協力事業者に資金協力を請求できる立場ではない。

(2) 中野市公立保育所民営化に係る設置運営候補事業者募集要項において「保育所等の整備に当たり、就学前教育・保育施設整備交付金が活用可能となりますが、令和6年度以降の補助制度は未定となります。補助金が見込みどおり得られなかった場合においても本市は補填等をすることはできませんので、ご了承のうえ、自己資金を含む資金計画には十分な余裕をもってご応募ください。」との規定があるが、国の交付金が見込みどおり得られなかった場合に市は補填等することができない旨を記載したものであって、市の補助金の追加支援に関する規定とは認められない。

(3) 請求人は、開設事業者の資金計画の変更と補助金要望が、協定書第3条の応募申込内容の遵守における「乙（開設事業者）は、中野市公立保育所民営化に係る設置運営候補事業者募集要項に基づき提出した書類に記載した提案内容を、乙の理由によって変更することはできない。」の規定に違反し、協定書第7条の協定の解除及び第8条の損害賠償の対象となる事案であると主張しているが、開設事業者による資金計画の変更及び補助金要望は、急激な物価高騰による建築・設備費及び造成費の増額が理由

であって、開設事業者の理由によるものではないと判断するのが相当であり、協定書第3条の規定に違反したとは認められない。さらに、資金計画の変更についても、補助金要望後に市との協議により開設事業者の一部負担により追加支援額が減額となっており、協定書第10条に規定する両者による協議の結果により変更されたものであり、協定書第3条の規定に違反したとは認められない。よって、協定書第7条の解除事由がないため、協定を解除する理由がない。

次に、損害賠償については、資金計画の変更及び補助金要望は、上記のとおり、協定書第3条の規定に違反したとは認められないことから、協定項目の不履行による市の損害は認められず、また、協定も解除していないため、協定書第8条の損害賠償の対象となる事案とは認められない。よって、請求人の主張は理由がない。

- 2 民営化保育所等用地取得事業に伴う補助金の交付に当たり十分な審査が行われたか。また、補助金の交付決定が適正なものであるか。

住民監査請求書によれば、1㎡当たりの単価が平野さつきこども園は14,030円、高丘さつきこども園は15,151円であり、地目が農地（田・畑）あるいは雑種地であることから高額ではないかと主張している。

土地売買契約書を確認すると譲渡人（売主）は複数おり、それぞれの単価は地目等により異なることが確認されたが、特に高額であると認められるものはなかった。

また、金融機関の振込明細書について確認したが、特に問題はなかった。

契約者双方（売主・買主）が相当とする単価で売買契約されることが通常であると思料されることから、価格は相当であると判断される。

補助金の交付に当たっての審査等については、令和6年度中野市民営化保育所等施設整備費等補助金（民営化保育所等用地取得事業）の交付額の確定に関する書類を確認したところ、申請書及び証拠書類に基づき審査され、用地取得に係る補助対象経費が両園とも1億円を超えていることから、対象経費の2分の1以内で5,000万円を限度とする当該補助金交付要綱に基づき、上限の5,000万円で交付決定しており、審査及び交付決定額は適正である。

## 第8 結論

以上のことから、保育所民営化推進事業に係る開設事業者に対する市の追加支援4億円の補助金支出は、不当な公金の支出に当たるとは言えず、また、民営化保育所等用地取得事業に伴う補助金の交付決定に係る審査及び交付額の決定について適正であるこ

とから、補助金の返還又は交付決定額の修正を行う理由がない。よって、請求人の請求を棄却する。

#### 付記

本住民監査請求に基づく判断は上記のとおりであるが、以下の点に留意され、本件事業の目的が達成されるよう市に対し望むものである。

- ・本住民監査請求における監査対象事項については、市の説明如何によっては、請求人の疑問が払拭されていたものもあると思料されるので、説明責任を十分に果たされるよう努められたい。